

見積一覧表

契約の方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）		
当該業者を選定した理由	上記が第1号（少額随意契約）以外の場合に記載すること。 特殊な技術、技能、機器又は設備等を必要とする契約で、特定の者と契約を締結しなければ、契約の目的を達成することができないため。		
工事番号	西北五環第 2 号	発注担当課	西部クリーンセンター
工事名	西部クリーンセンター1・2号灰分散機他補修工事		
工事場所	つがる市稲垣町繁田白簾 地内		
工事期限	令和 3年 3月26日	工事の種類	清掃施設
工事概要	(1) 1・2号灰分散機更新 (2) ポンプ室制御盤更新 (3) 噴射水加圧ポンプ整備 (4) 1号活性炭切出し装置用モータ整備		
予定価格(税抜き)※	15,390,000円	最低制限価格の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有
見積依頼業者 (契約の相手方)	見積書記載金額 (円)	摘 要※	
荏原環境プラント(株)営業本部	15,000,000	決定	
備考			
見積額（契約額）は、見積書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。			